

医療機関の長 様

広島市長 松井 一實  
(健康福祉局保健部健康推進課)

带状疱疹ワクチンの定期接種化及び「風しんの追加的対策」における請求・支払い事務について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、令和6年12月18日に開催された第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、带状疱疹ワクチンについて、令和7年4月1日から、予防接種法上の定期接種（B類疾病）に位置付けることとする方針が了承されました。

このことを受け、正式な通知等が未発出の状況ではありますが、本件について、取り急ぎ、お知らせいたします。接種券、自己負担金等に関する取扱いについては、追って、お知らせいたします。

また、「風しんの追加的対策」における請求等が変更となりますので併せてお知らせいたします。

つきましては、内容について御確認いただきますとともに、引き続き、本市の保健衛生行政に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 带状疱疹ワクチンの定期接種化について

(1) 定期接種開始時期

令和7年4月1日

(2) 定期接種対象者

ア 65歳の者※

イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として省令で定める者

※ 令和7年度から令和11年度までの5年間は、経過措置として、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳になる者を対象者とし、令和7年度に限り当該年度に101歳以上になる者も対象者とする。

(3) 接種方法

定期接種に使用可能なワクチンは2種類あり、いずれか同一のワクチンで、下表のとおり接種を行う。

なお、明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者に生ワクチンを接種することはできない。

区分	不活化ワクチン	生ワクチン
製品名（メーカー名）	シングリックス（グラクソ・ミスクライン㈱）	ビケン（阪大微生物研究会）
接種回数	2回（筋肉内注射）	1回（皮下注射）
接種間隔	1回目接種から2か月以上の間隔※をおき、2回目の接種を行う。 ※医師が医学的知見に基づき必要と認める場合は1か月以上の間隔	-

※既に一部の接種を任意接種として行っている場合は、残りの接種を定期接種として取扱う。

※2種類のワクチンの交接種は不可。

2 「風しんの追加的対策」事業終了に伴う請求・支払い事務の変更について

令和7年3月末で事業終了することに伴い、今後の請求は以下のとおりとなります。

対象者の住民票所在地	令和7年3月10日まで	3月11日以降
広島市	国民健康保険団体連合会	広島市（健康推進課）
広島市外	（従前どおり）	住民票所在地の市町村



HP QRコード

なお、請求書類（請求書、通帳の写し、抗体検査受診票、予防接種予診票）、記載方法についての詳細は、市HP（ページ番号：2994）でお知らせします。

保健予防係  
(带状疱疹ワクチンについて) 担当：高場  
(風しんの追加的対策について) 担当：城間  
TEL：082-504-2882